
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	ステップ2で議論する論点間の関連及び優先して検討する論点の整理

本資料の目的

1. 本資料は、第179回金融商品専門委員会（2022年4月19日開催）及び第478回企業会計基準委員会（2022年4月26日開催）（以下「前回企業会計基準委員会等」という。）で頂いたご意見に対応し、前回企業会計基準委員会等で示した7項目の論点並びにご意見を頂いた論点間の関連及び優先して検討する項目に関する事務局の検討を示すことを目的としている。

検討のアプローチ

2. 本資料では、論点間の関連性の分析について、次のアプローチに拠っている。
 - (1) 前回企業会計基準委員会等で事務局が示した7項目の論点及びご意見を頂いた論点について、IFRS基準のECLモデルの適用のプロセスに紐付ける。これは、同じ適用プロセスにある論点は関連性が高いことが考えられるためである。
 - (2) 同じECLモデルの適用プロセスに含まれる論点について論点間の関連性を識別する。
3. 前項のアプローチを踏まえて、優先して検討する項目を抽出する視点を示し、そのうえで、事務局で検討を行う必要があると考える優先して検討する論点として識別した項目を示している。

論点間の関連

（IFRS第9号「金融商品」のECLモデルの適用のプロセスの整理）

4. IFRS第9号のECLモデルの実務への適用についてのプロセスは次のように整理できると考えられる。
 - (1) ECLモデルの相対的アプローチを基礎に12か月の予想信用損失又は全期間の予想信用損失を測定するアプローチ（以下「一般的なアプローチ」という。）の適用対象となる金融資産を識別するプロセス。ここには次の項目が含まれる。
 - ① 営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチを選択

するかどうか決定する。(IFRS第9号5.5.15項)

- ② 金融商品が購入した又は組成した信用減損金融資産かどうか判定する。
(IFRS第9号5.5.13項)

(2) 一般的なアプローチの適用対象となる金融資産について、信用リスクの著しい増大が生じているかを判定するプロセス。ここには次の項目が含まれる。

- ① 金融商品を共通の信用特性に基づいてグルーピングする。(IFRS第9号5.5.9項)
- ② 信用リスクが低い金融資産に関する実務上の便法を適用するか決定する。
(IFRS第9号5.5.10項)
- ③ 金融商品の当初認識時以降に信用リスクの著しい増大が生じているかどうかを評価する。(IFRS第9号B5.5.7項)

(3) 信用リスクの著しい増大が生じているかどうかに応じて損失評価引当金を測定するプロセス。これには次の項目が含まれる。

- ① 信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定する。(IFRS第9号5.5.3項)
- ② 信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、損失評価引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定する。(IFRS第9号5.5.5項)

(ECLモデルの適用のプロセスに紐付けた論点の整理)

- 5. 前回企業会計基準委員会等審議事項(2)-3で示した7つの論点及び頂いたご意見を前項のECLモデルの適用のプロセスに区分すると次のように整理できると考えられる。
 - (1) 一般的なアプローチの適用対象となる金融資産を識別するプロセスと前回企業会計基準委員会等審議事項(2)-3で示した7つの論点及び頂いたご意見は、特段関連しないと考えられる。
 - (2) 一般的なアプローチの適用対象となる金融資産について、信用リスクの著しい増大が生じているかを判定するプロセスには次の論点に関連すると考えられる。
 - ① 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定 (論点1)
 - ② 将来予測情報の考慮 (論点2)
 - ③ 債務不履行の定義 (論点5)

- ④ 信用リスクの著しい増大の判定時の担保等による貸出スプレッドの調整(論点6)
 - ⑤ 監督当局から示されたガイダンスやレターの考慮(前回企業会計基準委員会等での意見)
- (3) 一般的なアプローチの適用対象となる金融資産について、信用リスクの著しい増大が生じているかどうかに応じて損失評価引当金を測定するプロセスには次の論点に関連すると考えられる。
- ① 将来予測情報の考慮(論点2)
 - ② 複数シナリオに基づく結果の確率加重(論点3)
 - ③ 貨幣の時間価値の考慮(論点4)
 - ④ 信用リスクを見積る期間(論点7)
 - ⑤ 米国会計基準の不良債権のリストラクチャリングの会計処理に関する検討(前回企業会計基準委員会等での意見)
6. 前項に加え、前回企業会計基準委員会等では信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法について取り上げるべきというご意見を頂いたが、当該論点は予想信用損失を見積るプロセスとは別に検討することが考えられる¹。

(関連する論点の識別)

7. 本資料第5項の論点については、次のような関連性があるものと考えられる。

本資料第5項(2)について

- (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定(論点1)には、IFRS第9号の相対的アプローチの要求事項の適用に関する検討が含まれる。相対的アプローチの実務上の取扱いの検討に際しては、企業内外の実務を把握する必要があると考えられる。そのため、監督当局から示されたガイダンスやレターの考慮(前回企業会計基準委員会等で頂いた意見)が関連すると考えられる。

本資料第5項(3)について

- (2) 信用リスクの著しい増大が生じているかどうかに応じて損失評価引当金を測定するプロセス(本資料第5項(3))における将来予測情報の考慮(論点2)には、

¹ IFRS 第9号でも減損に関するセクション5.5ではなく、償却原価測定に関するセクション5.4で取り扱われている。

将来予測情報の考慮により、見積りの結果に幅が生じること可能性があると考えられる。そのため、複数シナリオに基づく結果の確率加重（論点3）が関連すると考えられる。

(3) 信用損失を見積る期間（論点7）には、貨幣の時間価値の考慮（論点4）が関連すると考えられる。

8. 別紙にIFRS第9号「金融商品」の記載に沿って整理した金融商品の減損の認識及び測定の流れに沿って本資料第5項の論点を整理している。

優先して検討することが考えられる論点の識別

9. ステップ1及びその前段階の整理並びに本資料第4項から第7項の分析から、ステップ2で優先して検討するものとして重点的に取り上げる論点を識別するにあたり、次の観点により整理することが考えられるがどうか。

(1) IFRS第9号の要求事項と現行の我が国の実務の考え方が大きく異なると従前より指摘されている点及び前回企業会計基準委員会等での検討の過程で優先して検討すべきと指摘された論点。この観点からは次の論点が該当すると考えられる。

① 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定（論点1）

② 将来予測情報の考慮（論点2）

③ 信用リスクを見積る期間（論点7）

(2) その他の論点として個別に検討する論点（論点3から6及び前回企業会計基準委員会等での意見に基づく論点（本資料第5項(2)⑤及び(3)⑤））。ただし、(1)に関連する論点として本資料第7項で示した論点を除く。

10. 前項を考慮すると、必ずしも前項の(1)から(2)の順序で検討するわけではないものの、次の方針でステップ2の論点の検討を行う事が考えられるがどうか。なお、ここで掲げている項目については、審議の状況に応じて随時追加及び見直しを予定している。

(1) 前項(1)について、優先して取組む。

(2) 前項(1)の論点に関しては、本資料第7項で示した関連する論点にも留意して検討を進める。

- (3) (1)及び(2)と並行して、その他の論点として個別に検討する論点の検討を進める。

ディスカッション・ポイント

ステップ2の論点の検討に関する事務局の整理及び検討の方針について、ご質問又はご意見があれば頂きたい。

以 上

別紙 ステップ2で検討する論点の関係性の整理

IFRS 第9号の予想信用損失を見積るプロセスの整理

一般的なアプローチの適用対象となる金融資産を識別するプロセス

- ・単純化したアプローチを選択するかどうか
- ・金融商品が購入した又は組成した信用減損金融資産かどうか

信用リスクの著しい増大が生じているかを判定するプロセス

- ・共通の信用特性に基づくグルーピング
- ・信用リスクが低い金融資産に関する実務上の便法の適用
- ・当初認識時以降に信用リスクの著しい増大が生じているか

信用リスクの著しい増大が生じているかどうかに応じて損失評価引当金を測定するプロセス

- ・信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定する
- ・上記以外の場合には、損失評価引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定する

ステップ2で検討する論点

- 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定（論点1）及び監督当局から示されたガイダンスやレターの考慮（前回企業会計基準委員会等で頂いた意見）
- 将来予測情報の考慮（論点2）
- 債務不履行の定義（論点5）
- 信用リスクの著しい増大の判定時の担保等による貸出スプレッドの調整（論点6）
- 将来予測情報の考慮（論点2）及び複数シナリオに基づく結果の確率加重（論点3）
- 貨幣の時間価値の考慮（論点4）
- 信用リスクを見積る期間（論点7）
- 米国会計基準の不良債権のリストラクチャリングの会計処理に関する検討（前回企業会計基準委員会等で頂いた意見）
- 信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法（前回企業会計基準委員会等で頂いた意見）

以上